

令和3年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年9月3日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 菊池 二郎
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 2件

議案第57号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第 58 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	4 件
議案第 59 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	2 件
議案第 60 号	空き家に付属した農地の指定解除について	1 件
報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 3 年度愛媛県市町農業委員・推進委員等研修会について
- ・令和 3 年度農業者年金加入推進部長等研修会について
- ・令和 3 年度農業者年金地区別推進会議について
- ・耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知並びに農地利用意向調査について
- ・第 10 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 9 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「12 番、長岡 由紀委員」、「13 番、比企義一委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
 議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

 番号 31 から 32 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 55 号、番号 31 から 32 まで一括して説明します。

番号 31、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「618 m²」、外 12 筆、計「19,356 m²」、3 条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

続きまして、番号 32、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,742 m²」、外 1 筆、計「3,190 m²」、3 条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢であり、農業に従事する事が困難なため、農地を貸し付けたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

譲受人の経営面積は「0 a」となっていますが、譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。会社所有の農地がないため、土地の賃貸借を行うことにより、取得後の面積が「50 a」を超えることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

9 番

それでは、番号 31、32 について説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇でありまして、前の〇〇〇〇の〇〇〇〇であり、〇〇〇〇でありました。それで、息子さんもおられるんですが、他所におられて、〇〇〇〇をされて、こちらに帰ってくるということが叶わないということで、研修生として 30 代半ばの夫婦を使いながら、園地を維持しておりましたが、手放すか賃貸にだすのはもったいないということで、法人化して会社としてやっていこう

ということで聞いております。

そして「〇〇〇〇」さんの園地も〇〇〇〇に貸し付けるわけなんです
が、これは「〇〇〇〇」さんの叔父さんにあたる方で、もう〇〇〇〇
〇手前の方で「〇〇〇〇」さんにすべてまかせるということを知って
おります。ですから、〇〇〇〇、法人化されて園地を維持されてやっ
ていくと思いますので、審議の程、宜しく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 33、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは、番号 33 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,157 m²」、外
1 筆、計「5,175 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲渡人の夫が死亡し、相続にて農地
を承継したが、遠方に住んでいるため耕作が困難であることから、譲
受人に譲り渡す」。譲受人は「農地を譲り受け、農業経営に励みたい」
であります。

譲受人の経営面積は 311.6a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの弟さんの奥さんということで、財産分与で兄弟に農地を少し「〇〇〇〇」さんの弟さんの方に分けたということです。そして、弟さんが亡くなくなりまして、「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇に住んでいることもありまして、今回「〇〇〇〇」さんの息子さんが、2年程前に帰ってこられて、経営移譲をしたいということで、「〇〇〇〇」さんに名義を戻すという案件でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号34、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号34について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「原野」、面積「464㎡」、3条有償移転です。

この農地は、令和3年2月5日総会、議案第10号、番号1にて空き家に付属した農地指定を受けましたが、空き家の売買が成立したことにより、付属した農地を譲受人が購入するため、3条許可申請書が提出されております。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「空き家バンクに登録した空き家と共に付属する農地を売却したい」。譲受人は、「空き家に付属した農地を取得して、自家用の野菜・果物を栽培したい」であります。

八幡浜市では空き家に付属した農地に限り、1アールから取得でま

す。また譲受人からは取得農地を3年以上継続して耕作する旨の誓約書の提出がありました。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 事務局の方から詳しく説明していただきまして、あまり不足説明がないわけでございますけども、「〇〇〇〇」さん、高齢でございますけれど、10年ぐらい前までは、地元の〇〇〇〇で1人で生活しておりました。ただ高齢のため、娘さんの「〇〇〇〇」さんのところへ現在、治療と共に生活しております。ここに資料が回ってきているんですけど、治療費に充てたいということでございます。「〇〇〇〇」さんにつきましては、〇〇〇〇という若さと母親と同居ということでございますけど、地域も限界集落に近いぐらいの戸数となっておりますので、大変喜ばしいことと思います。

よろしく願いを申し上げます。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。

番号11、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 56 号、番号 11 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「312 m²のうち 207.25 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「駐車場用地」、転用理由、「国史跡「八幡浜街道〇〇〇〇」への来訪者の利便性を高めるため、〇〇〇〇近くに駐車場を整備したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、県道八幡浜宇和線の〇〇〇〇から〇〇〇〇へ〇〇〇〇先、県道〇〇〇〇に位置しており、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第 2 種農地」となります。

この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 2 ページから 4 ページに、地番地目図、平面図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

6 番

申請地は野菜園ですが、譲渡人の「〇〇〇〇」さんは高齢ということと、息子さんもお勤めで、農地の管理が出来ないとのことでした。先ほども説明がありましたが、〇〇〇〇と〇〇〇〇を結ぶ古道ですが、現在、街道を歩くツアーが組まれ、主な交通手段は自家用車となっています。駐車場が無いことから、申請地に駐車場を整備したいということです。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 12、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 12 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「297 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由、「〇〇〇〇に農業を継ぐため、〇〇〇より帰郷したが、実家は家も敷地も狭く 2 世帯は住めないで、現在借家に住んでいる。申請地は〇〇〇〇の農地からも近く、買い物等生活上も便利なので、住宅を建築したい」とのことです。

参考資料の 5 ページと 6 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用 途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の 7 ページから 9 ページに、地番地目図、配置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。元々〇〇〇〇をされていて、定年後、この土地貸していたんですが返ってきて、自分は農業ができないということで、業者さんをお願いしていたところ、今回譲受人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。令和元年に農業を継ぐために〇〇〇〇より帰られたということで、実家が狭く 2 世帯住めないということで、業者さんの方で話がまとまり、今回の件となっております。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 57 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程致します。

番号 4、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 57 号、番号 4 について説明します。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「341 m²」です。

農用地区域の除外申出に至る理由は、〇〇〇〇に退職し、本格的に農業を始めた。今までは兼業農家で、倉庫は甥と共同で使用していたが、2人で使うには手狭になり、現倉庫は甥に貸借し、隣接自己所有地に自家倉庫を新たに建設し、農業経営の効率化を図りたい。

申出地は、道路に面した平坦地であり、他に適当な所有地がないため、これを農業用倉庫用地として利用したいとのことであります。

参考資料の 10 ページから 12 ページ、位置図等をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇から南東約 400 メートル先の市道沿いに位置しています。

13 ページと 14 ページに、配置図、平面図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは番号 4 について説明します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なんですが、大学を卒業して、ずっと

〇〇〇〇として働いておりました。1年ちょっと定年には早いのですが、先祖代々の土地が荒れてしまっではいけないので、1年早く早期退職いたしまして、農業をするにあたって、倉庫が手狭なので、ちょうど適当な良い土地が平坦なところでみかん山がありまして、そこで倉庫を建ててこれから農地を守って行きたいということで、がんばるつもりで帰ってきました。

審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第58号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号58、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第58号について説明します。
番号58、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「743㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、売買価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「119a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1番 売り主の方は奥さんが〇〇〇〇をされて、2人で作るには面積が増

えるということで、作ってもらえる人おらんろかということで、「〇〇〇〇」氏が作ると。先ほど説明がありましたように、ちゃんとしたみかん山を作っていらっしゃる方なので、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 59、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 59、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,542 m²」、外 8 筆、計「9,998 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「387.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

3 番 　　「〇〇〇〇」さんについてですが、お父さんが農業をしておりましたけれど、10 年程前にお父さんが死亡後、農地を相続しましたが、〇〇〇〇に住んでおって、旦那さんも〇〇〇〇ということで、耕作できませんでしたが、この度、「〇〇〇〇」君が自分の農地の近所の山だったら作ってもいいよということで、売買の交渉が行われましたけど、「〇〇〇〇」さんが全部買ってください、処分したいということで、金額はそのままで、これだけ広い面積になりましたけど、「〇〇〇〇」君が耕作を長年していなかったもので、荒れた状態ですけど、少しずつ耕作していくとのことですので、どうぞよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 60、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 60、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「640 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「214.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 この畑は「〇〇〇〇」さんの畑を元々「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方が小作していた畑です。今回、高齢で体調が悪いと、〇〇〇〇が悪くて〇〇〇〇、高齢で仕事ができないということで、今回売買してくれということで、話がまとまっています。「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇のオーナーをしながら〇〇〇〇では熱心な農家さんで、何ら問題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 61、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 61、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「278 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「271.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18番 61番を説明させていただきます。
「〇〇〇〇」さん、高齢で病気がちで農地を貸したり処分したりしているところであります。所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」君は、地元の若手のホープでがんばっております。金額の方なんですけど、〇〇〇〇ということで破格な値段なんですけど、ちょうど〇〇〇〇の〇〇〇〇の荒れたところの場所にありまして、何もしなくても宅地になるような土地でございまして、「〇〇〇〇」君のお父さんと「〇〇〇〇」さんとは仲が良くて、2人で話をして、このような値段となっております。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きます。議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。
番号 166 から 167 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 59 号について説明します。番号 166 から 167 ま
で一括して説明します。

番号 166、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「851
㎡」、外 8 筆、計「4,562 ㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「307
a」、期間「10 年 4 ヶ月」。

番号 167、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「737
㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「307
a」、期間「10 年 4 ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 166 番の「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」さんのおじいさんになり
ます。167 番の「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」さんの曾祖母にあた
ります。両方の畑を「〇〇〇〇」さんが数年前まで耕作していたので
すけど、体調を壊されて、「〇〇〇〇」さんが数年前からここを耕作
しています。この度、正式に使用貸借を結んで、耕作を「〇〇〇〇」
さんがするという事です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、こ
れからがんばってくれると思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませぬか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませぬか。

委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 60 号「空き家に付属した農地の指定解除について」を上程致します。
番号 2、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 60 号、番号 2 について説明します。
空き家に付属した農地指定申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。申請地「〇〇〇〇」、地目現況「原野」、面積「464 m²」です。
令和 3 年 2 月 5 日総会、議案第 10 号、番号 1 にて空き家に付属した農地指定を受けましたが、売買が成立し、令和 3 年 9 月 3 日総会、議案第 55 号、番号 34 で農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出、許可されました。
よって、八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第 8 条及び 9 条に該当するため、指定の解除を行ってよいかどうかの判断をして頂きたいと思います。
説明は、以上です。
- 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは報告第 8 号について説明します。
番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,742 m²」、外 1 筆、計「3,190 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
解約の理由「現在の賃借人の経営する法人と新たに賃貸借を締結する
ため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年9月3日

会 長 大本 定一

議事録署名人 長岡 由紀

議事録署名人 比企 義一